# 毒物又は劇物を含有する物の定量方法を定める省令 （昭和四十一年厚生省令第一号）

#### 第一条（定量方法）

毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号。以下「令」という。）第三十八条第一項第一号に規定する無機シアン化合物たる毒物を含有する液体状の物のシアン含有量は、次の式により算定する。

##### ２

前項の式中の次の各号に掲げる記号は、それぞれ当該各号に定める数値とする。

* 一  
  Ａ  
    
    
  検体に係る吸光度
* 二  
  Ａ０シアンイオン標準溶液に係る吸光度
* 三  
  ｎ  
    
    
  別表第一に定めるところにより試料について希釈を行なつた場合における希釈倍数（希釈を行なわなかつた場合は、一とする。）

#### 第二条

令第三十八条第一項第二号に規定する塩化水素、硝酸若しくは硫酸又は水酸化カリウム若しくは水酸化ナトリウムを含有する液体状の物の水素イオン濃度は、次の方法により定量する。  
試料液百ミリリットルをとり蒸留水を加えて千ミリリットルとし混和する。  
この混和液について産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格Ｋ〇一〇二の十二に該当する方法により測定する。

#### 第三条（吸光度の測定方法等）

第一条第二項第一号に掲げる検体に係る吸光度及び同条同項第二号に掲げるシアンイオン標準溶液に係る吸光度の測定方法並びにその測定に使用する対照溶液の作成方法は、別表第一に定めるところによる。

#### 第四条（試薬等）

吸光度の測定及び対照溶液の作成に用いる試薬及び試液は、別表第二に定めるところによる。

# 附　則

この省令は、昭和四十一年七月一日から施行する。

# 附則（昭和四六年一二月二七日厚生省令第四六号）

この省令は、昭和四十七年三月一日から施行する。

# 附則（平成二六年七月三〇日厚生労働省令第八七号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、薬事法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から施行する。

# 附則（令和元年六月二八日厚生労働省令第二〇号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

#### 第二条（様式に関する経過措置）

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

##### ２

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。